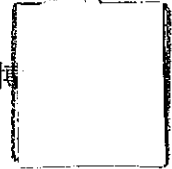


市川第 20171003-0227 号

平成 29 年 10 月 10 日

東京電力ホールディングス株式会社
福島原子力補償相談室公共補償センター
所長 益塚 直樹 様

市川市長 大久保 博



放射能対策に要した費用の請求について（第5次分）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、貴社福島第一原子力発電所の事故が発生し、多量の放射性物質が漏洩したが、その影響が本市域にも及んだことは明らかである。

放射性物質汚染対処特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）第 44 条第 1 項においては、「事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）第 3 条第 1 項の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。」と規定されているとともに、原子力損害賠償紛争審査会における平成 24 年 3 月 16 日付け中間指針第二次追補においては、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく措置に直接要する経費のみならず、除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用等及び住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体等が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償すべき損害と認められるものとされている。

したがって、平成 28 年度中に本市が負担した放射能対策に要した費用のうち、国費等により措置されない費用については、関係原子力事業者である貴社が賠償すべきものであるため、下記のとおり請求する。

なお、平成 23 年度から平成 27 年度までに本市が負担した放射能対策に要した費用のうち、貴社未賠償分については、原子力損害賠償紛争解決センターにおいて和解仲介手続が行われている（平成 29 年（東）第 787 号）ことから、本請求には含めないものとする。

また、放射能対策に要した費用であって、本請求時点で未確定なもの及び本請求後に生じたものについては、適宜請求する。

記

- 1 放射能対策に要した費用 金 63,276,048 円（明細は別紙資料を参照）
- 2 回答期限 平成 29 年 11 月 6 日（月）

放射能対策に要した費用の請求について (第5次分内訳)

(単位：円)

項 目	第5次請求額 【平成28年度分】
(1) 測定経費	4,903,808
(2) 旅費・交通費	14,347
(3) 人件費	345,161
(4) その他損害	58,012,732
合 計	63,276,048